

保護者 各位

群馬県立前橋高等学校

校長 二渡 諭司

インフルエンザに係る療養報告書の提出について

仲秋の候、保護者の皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日ごろから本校の教育活動に御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本県では、インフルエンザにかかり出席停止となった生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書を学校に提出していただいています。

今般の新型コロナウイルス感染症においては、いまだ終息の兆しが見えず、今冬のインフルエンザ流行期に同時流行が懸念されます。つきましては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、令和2年から令和3年のインフルエンザに係る治癒証明書は、保護者が記入して学校に提出する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。次回流行期以降の扱いについては、今後検討いたします。

なお、医師の診断により発症から5日を経過しないで登校が可能になった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) **受診時、医師に登校可能予定日を確認**
- (2) 速やかに学校に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、**医師と確認した「発症日」を記録**
- (4) **検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録**
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登校し、学校に提出

[参考] インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」

※ 「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。

※ 「解熱した後2日」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日を経過した日となります。

※ **登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。**

出席停止期間のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8日目		
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱									
例2	発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱				登校可能				
例3	発症から3日目に解熱した場合	発熱			解熱							
例4	発症から4日目に解熱した場合	発熱				解熱						
例5	発症から5日目に解熱した場合	発熱					解熱					